第７次シカ管理計画（案）

令和９年３月

岩　　手　　県

目　　次

１　計画策定の目的及び背景..... 1
(1) 計画策定の目的..... 1
(2) 計画策定の背景..... 1
２　管理すべき鳥獣の種類 2
３　計画の期間等 2
(1) 計画の期間..... 2
(2) 計画の見直し..... 2
４　対象地域 2
５　シカに関する現状 2
(1) 生息状況..... 2
(2) 捕獲状況..... 3
(3) 被害状況..... 5
(4) 狩猟者の動向..... 7
６　管理計画の評価と改善 8
(1) 個体数の低減..... 8
(2) 担い手の育成..... 8
(3) 農林業被害の軽減と自然植生被害の抑制..... 8
(4) 生息状況の把握..... 8
７　管理の目標 9
(1) 基本目標..... 9
(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方..... 9
８　管理の実施 10
(1) 地域区分..... 10
(2) 各地域区分の対策目標等..... 10
(3) 個体数管理..... 11
(4) 密度管理..... 11
(5) 被害防除対策..... 11
(6) モニタリング調査..... 13
(7) 生息環境管理..... 13
(8) 精度の高い個体数推定手法の検討..... 14
９　その他管理のために必要な事項..... 14
(1) 各機関・団体等の果たす役割..... 14
(2) 普及啓発..... 15
(3) 他県との連携..... 15
(4) 鳥獣被害防止計画との調整..... 15
(5) 錯誤捕獲の防止等..... 15
(6) 捕獲の担い手の確保・育成及び捕獲の効率化..... 16
(7) 狩猟による捕獲の推進..... 16
(8) 感染症及び安全対策の実施..... 16

1　計画策定の目的及び背景

(1) 計画策定の目的

この第二種特定鳥獣管理計画は、県内に生息するニホンジカ（以下「シカ」という。）を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第７条の２の規定に基づく第二種特定鳥獣として、科学的かつ計画的な管理を実施することにより、地域個体群の存続に配慮しながら個体数を適正な水準まで減少させ、農林業及び自然植生等への被害の低減を図ること、また、いわて県民計画（2019～2028）及び岩手県環境基本計画並びに第 14 次鳥獣保護管理事業計画に基づき、多様で優れた環境を守り次世代に引き継ぐことを目的とする。

(2) 計画策定の背景

これまで、地域個体群の健全な維持をしつつ、農林業等の被害の軽減を図るため、平成12年から平成25年11月までの期間に、４次にわたるシカ保護管理計画を作成し、五葉山地域を中心に関係機関と連携したシカ被害対策を進めてきたが、シカの生息域は五葉山地域から県内全域に拡大しており、それに伴い被害も続いていた。

こうした中、国では、鳥獣の急速な個体数増加や分布拡大が農林業及び生態系に深刻な被害を及ぼしている事態に対応するため、「抜本的な鳥獣捕獲対策」を平成 25 年 12 月に策定し、当面の目標として 10 年後（令和５年度）までにシカの個体数を半減させることを掲げた。

県では、平成 27 年５月に、シカの管理を推進するため、「第４次シカ保護管理計画」を「第４次シカ管理計画」に変更し、第二種特定鳥獣管理計画に位置付け、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項等を追加した。

平成 27 年度には、国が公表した岩手県内における平成 24 年度末時点のシカの推定個体数約４万頭（中央値）について、これを令和５年度までに半減させる国の方針を考慮した上で、シカの捕獲を強化し、早急な農林業被害の減少とシカの生息数減少を目標とした「第５次シカ管理計画」（平成 29 年４月～令和３年３月）を作成した。

第５次シカ管理計画で目標とした年間１万頭以上の捕獲に取り組んできたにもかかわらず、依然として農林業被害は高い水準で推移し、また、自然植生への過度の影響もみられており、令和３年度に県が公表した岩手県内における平成 30 年度秋時点のシカの推定個体数 10.7 万頭（95%信用区間 7.3～15.2 万頭）に基づく捕獲の管理目標を新たに設定し、順応的に管理を進めるための「第６次シカ管理計画」を策定した。

第６次シカ管理計画で目標とした年間２万５千頭以上の捕獲を進めてきたが、農林業被害は高い水準で推移し、また、自然植生への影響も継続している。さらに、令和８年度に公表した個体数推定結果では、令和７年度秋時点の県内シカ個体数は約 12 万７千頭（資源量を過小評価するリスクを低減するため推定分布の第三四分位数を採用）と推定されており、個体数の十分な低減には至っていない。

なお、令和７年度までのデータを用いて平成 30 年度時点の個体数を遡及推定した場合は約 14 万頭と推定されており、第６次計画策定時に用いた推定個体数（約 10 万 7 千頭）を上回る結果となった。

このため、第７次シカ管理計画では、これまでの取組を継承しつつ、年間３万頭以上の捕獲を管理目標として設定し、モニタリング結果に基づく順応的管理の下、重点捕獲地域を設定した個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理を一体的に推進することで、農林業被害の軽減と自然植生への影響抑制を図る。

２　管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（*Cervus nippon*。以下「シカ」という。）

３　計画の期間等

（1）計画の期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までとする。

（2）計画の見直し

計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

４　対象地域

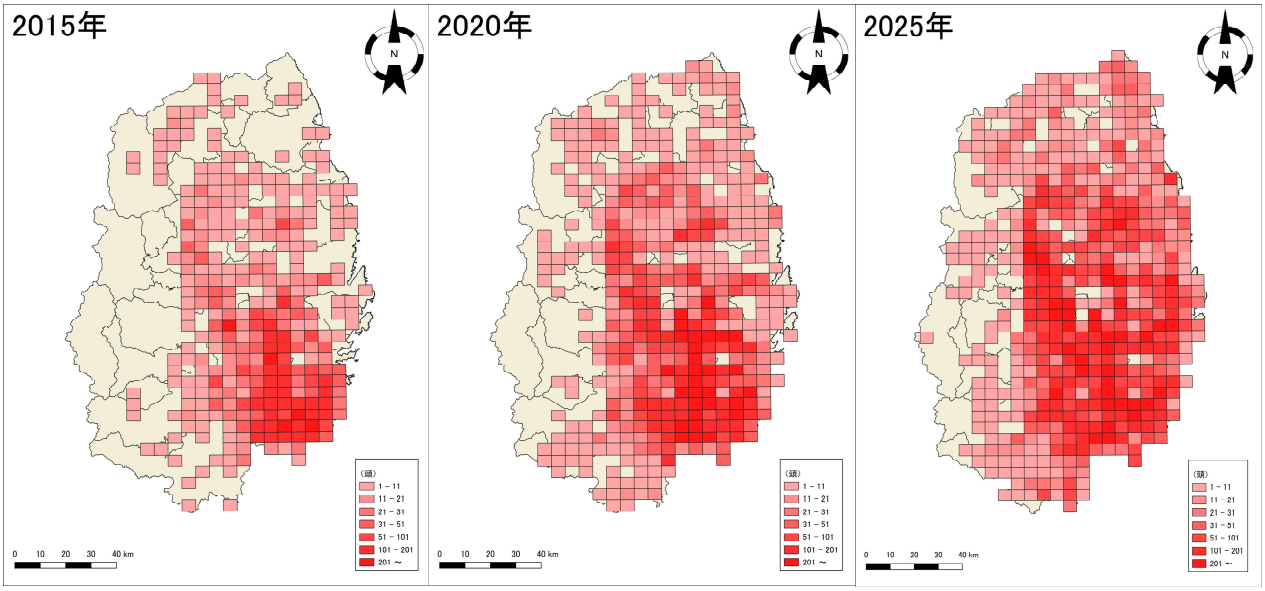
県内全域とする。ただし、国指定鳥獣保護区（日出島、三貫島）の地域を除く。

５　シカに関する現状

（1）生息状況

ア　生息分布（時点修正）

シカの捕獲情報によると、令和２年度時点では、秋田県境に位置する一部の市町村を除き生息していたが、令和７年度時点では、県内全域で捕獲されており、県内全域に生息している状況である。【図１】

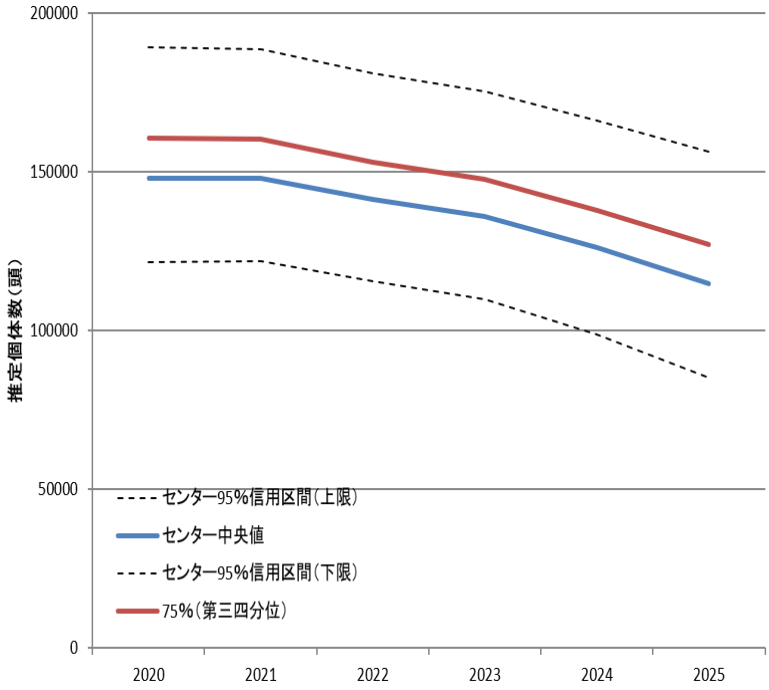


【図１】シカ捕獲位置図

イ　生息数

第７次計画期間において、これまでの捕獲数と、生息数と相関のある指標データ（糞塊密度、追出し調査）を使用して統計学的手法（ハーベストベースドモデル※）により個体数の推定を行った。

その結果、令和７年度秋時点の推定個体数は、95%信用区間で約 8.5 万頭～15.6 万頭と推定されており、本県では、個体数の過小評価リスクを低減し、より慎重な管理を行う観点から、中央値ではなく、第三四分位数（75%値）の約 12.7 万頭を採用した。【図２】



※　出典：環境保健研究センター

【図２】岩手県内におけるシカの推定個体数

※生息状況や捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、生息状況調査の観測時の誤差を考慮したうえで個体数と自然増加率を推定する方法。

【参考】

第３次計画期間中（H24 年度）までは、ヘリコプターを使用した直接観察法による生息数調査を実施していたが、第４次計画期間以降は、シカの生息域の拡大に伴い、ヘリコプター調査を全県に拡大して実施することが経費や労力の面から困難であったことから、糞塊法による生息状況調査から統計学的手法により個体数を推定している。

第６次計画期間以降は、県内各地域の糞塊地点数を増やし、順次、調査範囲を拡大した。

(2) 捕獲状況

平成 25 年度以降のシカの捕獲状況は、【図３】のとおりである。

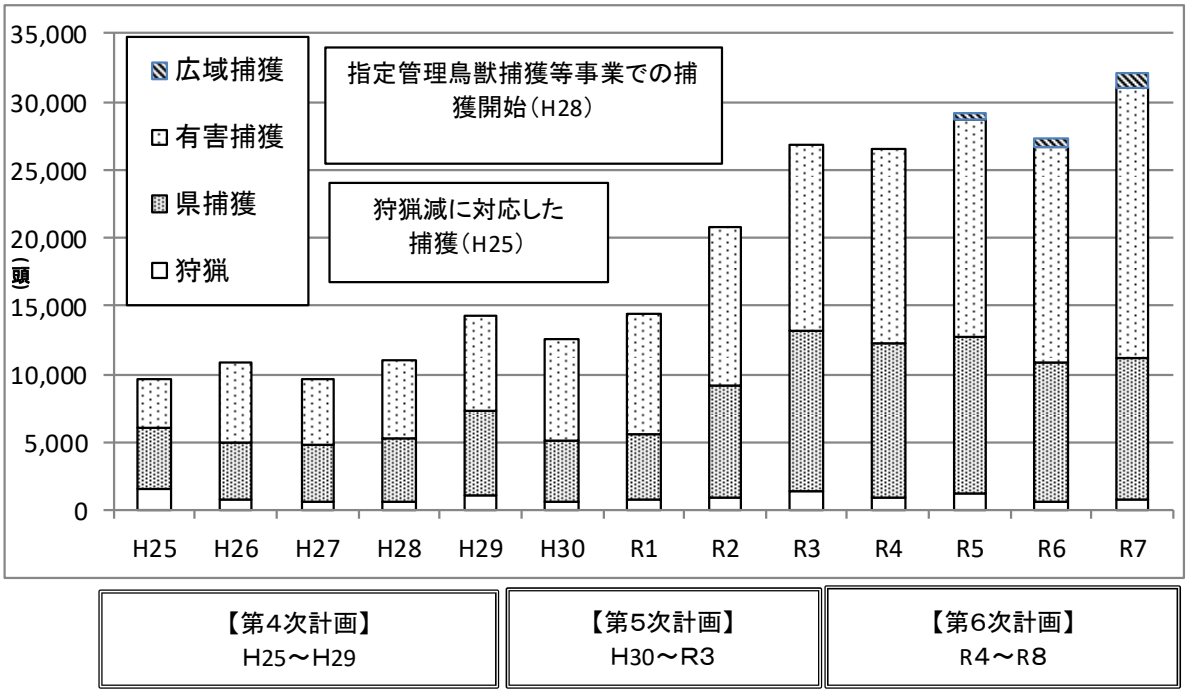
第４次計画期間以降、地域区分を見直し、県内を３つの地域（北上山地北部、南部及び奥羽地域）に区分して個体数管理を行っている。

第６次計画期間中の平均捕獲数は、北上山地北部で 6,362 頭、南部で 21,954 頭、奥羽地域では 497 頭となっている。

なお、平成 23 年３月の東日本大震災津波における福島原発事故の影響により、岩手県の県南地域を中心に、シカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されたことから、平成 23 年度以降は狩猟による捕獲頭数が減少傾向となっている。

また、平成 27 年度以降は、国の交付金を活用した指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲に取り組み、令和５年度以降、狩猟、有害鳥獣捕獲、広域捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を合わせて年間２万５千頭以上を捕獲し、令和７年度に初めて３万頭を超える捕獲数となった。

区	分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
北上高地南部	狩猟	1,356	727	552	578	922	411	651	748	1,113	653	1,015	528	625
	県捕獲	4,406	3,837	3,624	3,934	5,202	3,810	3,743	6,799	9,785	8,452	8,613	7,087	7,441
	有害捕獲	3,266	5,612	4,469	5,297	6,557	6,881	8,018	10,170	11,717	11,901	12,423	12,310	14,944
	広域捕獲											333	538	905
	その他												49	0
	計	9,028	10,176	8,645	9,809	12,681	11,102	12,412	17,717	22,615	21,006	22,384	20,512	23,915
北上高地北部	狩猟	185	86	75	69	146	111	69	122	186	183	221	121	71
	県捕獲	140	321	405	635	845	687	925	1,386	1,897	2,667	2,611	2,845	2,673
	有害捕獲	241	299	311	399	466	465	786	1,263	1,829	2,296	3,306	3,255	4,612
	広域捕獲											81	202	268
	その他												36	0
	計	566	706	791	1,103	1,457	1,263	1,780	2,771	3,912	5,146	6,219	6,459	7,624
奥羽山脈	狩猟	5	3	2	2	10	22	37	33	53	46	38	22	5
	県捕獲	10	24	81	63	132	98	126	117	128	191	271	257	302
	有害捕獲	10	10	26	22	38	53	65	93	131	138	205	218	295
	広域捕獲											0	0	0
	計	25	37	109	87	180	173	228	243	312	375	514	497	602
合計	狩猟	1,546	816	629	649	1,078	544	757	903	1,352	882	1,274	671	701
	県捕獲	4,556	4,182	4,110	4,632	6,179	4,595	4,794	8,302	11,810	11,310	11,495	10,189	10,416
	有害捕獲	3,517	5,921	4,806	5,718	7,061	7,399	8,869	11,526	13,677	14,335	15,934	15,783	19,851
	広域捕獲											414	740	1,173
	合計	9,619	10,919	9,545	10,999	14,318	12,538	14,420	20,731	26,839	26,527	29,117	27,383	32,141



※　県捕獲：平成 27 年度以降、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

※　広域捕獲：令和５年度以降、野生鳥獣広域捕獲事業による捕獲

【図３】シカ捕獲数の推移（管理区分別）

(3) 被害状況

ア　林業被害

シカによる林業被害は、主にスギ、カラマツ等の造林木の芽や葉及び原木しいたけの食害である。令和元年度以降、被害額は増加傾向にあり、令和７年度の林業被害は９市町で発生しており、被害額は約５千 300 万円となっている。【図４】

なお、林業被害防止対策として、森林整備事業を活用した防護柵の設置や忌避剤の散布、食害防止チューブの設置等を実施している。

イ　農業被害

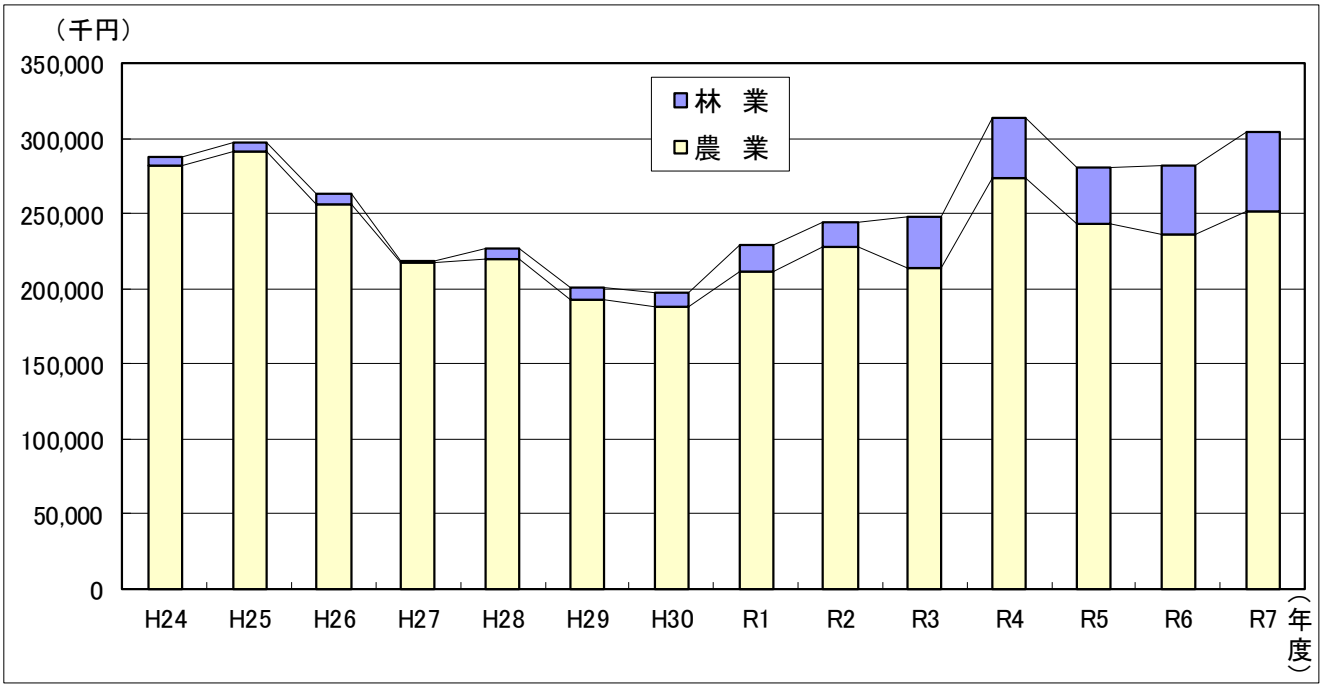
シカによる農業被害は、水稲、野菜、飼料作物及び果樹等の食害である。被害額は平成 25 年度の約２億 9,000 万円をピークに平成 30 年度まで減少に転じたが、令和元年度から再び増加し、令和７年度は速報値で２億 5,000 万円となっている。【図４】

また、生息域の拡大に伴い、農業被害発生市町村数が増加している。

農業被害防止対策のため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が平成 19 年に施行され、市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づき作成する被害防止計画により、防護柵の設置等の被害防止対策を実施している。

（単位：千円）

年　度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
農　業	282,620	291,282	256,467	217,206	219,783	192,267	188,439	212,090	227,485	213,540	274,145	243,215	236,266	251,899
林　業	5,773	6,331	7,340	870	6,789	9,178	9,349	16,668	16,463	34,651	40,141	37,391	46,234	52,818
合　計	288,393	297,613	263,807	218,076	226,572	201,445	197,788	228,758	243,948	248,191	314,286	280,606	282,500	304,717



※ 令和７年度は速報値

【図４】シカによる農林業被害の推移

ウ　自然植生への影響

北上山地では、シカの生息数増加に伴い、自然植生への影響が広域的に確認されている。特に、早池峰山周辺では、森林内での樹皮剝ぎや下層植生への著しい衰退が確認されている他、一部では植生衰退に伴う土壌流出も見られるなど、生態系への影響が深刻化している。また、平成29年度には、岩手県希少野生動植物の保護に関する条例（平成14年３月29日条例第26号）の指定種である、ナンブトウウチソウ及びナンブトラノオにシカの食痕が確認されたるなど、希少植物への影響も生じている。

このような自然植生への影響は早池峰山周辺に限られたものではなく、五葉山周辺をはじめとする北上山地各地においても確認されており、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

令和７年４月に東北森林管理局が公表した糞粒調査の結果によると、令和３年度と比較して令和７年度の生息密度が28.8%減少した。【表１】

しかしながら、県が実施したセンサーカメラ調査では、高標高でもシカの出没が確認されているなど、山頂付近のシカの利用区域拡大が懸念されている。

このため、自然植生被害を県全体の課題として捉え、早池峰山周辺における継続的なモニタリング調査や防鹿柵の設置、周辺地域での捕獲等の強化を推進し、貴重な自然植生及び希少野生動植物の保全を図る必要がある。

【表１】早池峰山周辺地域における平均生息密度（糞発見率40%）

調査年度	H23	H29	R3	R7
平均生息密度（頭/㎢）	1.5頭	8.2頭	23.6頭	16.8頭

※　出典：東北森林管理局・令和７年度早池峰山周辺地域ニホンジカ生息状況・森林影響等調査

※　平均生息密度は、糞粒法により特別天然記念物指定区域を中心とした約 120 平方キロメートルの区域内の生息密度を算出したもの。（調査対象区域内の推定生息数は、16.8頭/km^2×120km^2＝2,016頭）

エ　その他の被害

近年、県内を走行する列車との衝突事故も増加している。【表２】

特に、JR山田線の上米内～区界間、箱石～腹帯間及びJR釜石線の陸中大橋～洞泉間において、多くの衝突事故が発生している。

【表２】列車との衝突事故件数

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
JR東日本盛岡支社	419	647	700	483	572	379	629
IGR	2	5	21	25	41	50	37
三陸鉄道	126	143	162	157	178	160	190
計	547	795	883	665	790	589	856

※　出典：各鉄道事業者からの聞き取り。

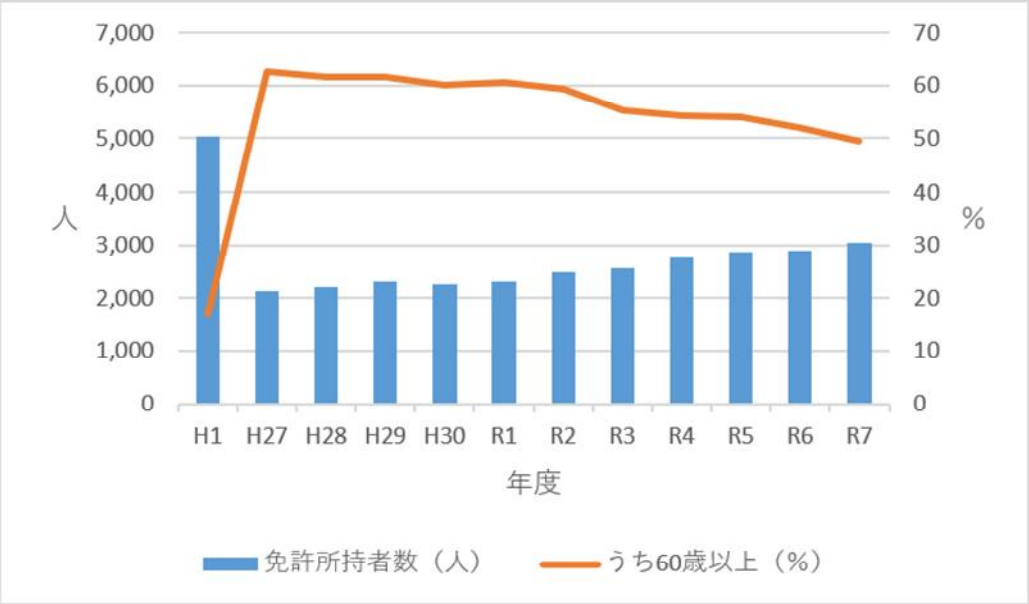
なお、三陸鉄道は、平成31年３月にJR山田線（宮古～釜石間）が移管されたことから衝突件数が増加した。

(4) 狩猟者の動向

ア　狩猟免許所持者数

捕獲の担い手である狩猟者数について、狩猟免許所持件数をみると、平成元年度の約 5,000 人から平成 27 年度には約 2,100 人まで減少したが、その後は年々増加し、令和７年度には約 3,000 人となっている。

また、狩猟免許所持者に占める 60 歳以上の割合は、平成元年度の２割以下から平成 26 年度には６割以上まで上昇したが、令和７年度には５割未満にまで減少し、次第に 50 歳未満の割合が増加している。

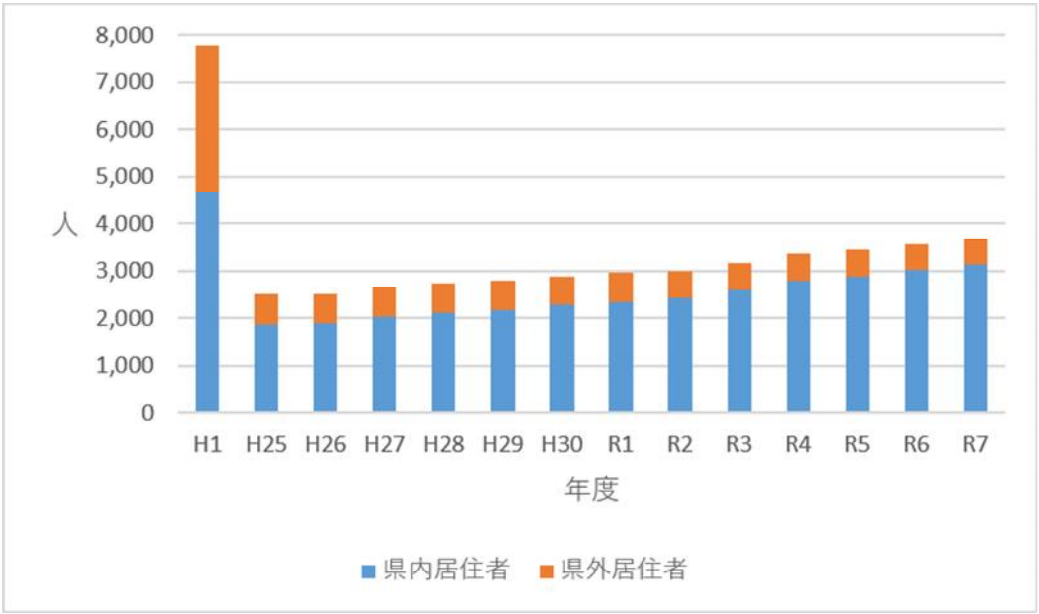


【図５】狩猟免許の所持者数（延べ人数）及び 60 歳以上の割合の推移

イ　狩猟者登録者数

狩猟者登録数をみると平成元年度は県内居住者及び県外居住者の合計が 7,000 人を超えていたものの、平成 25 年度には約 2,500 人まで減少した。

その後は年々増加し、令和７年度には約 3,600 人となっている。



【図６】狩猟者登録数の推移

６　管理計画の評価と改善

(1) 個体数の低減

シカの生息域が全県に拡大していることから、第６次シカ管理計画において、毎年２万５千頭以上の捕獲が必要として、狩猟、有害鳥獣捕獲に加え、平成 27 年度以降は指定管理鳥獣捕獲等事業、令和５年度以降は広域捕獲事業による捕獲に取り組んできた。

令和３年度以降、毎年２万５千頭以上の捕獲を実施しており、モニタリング調査や捕獲頭数の状況から、一部地域では個体数の低減が確認されたが、県北地域では個体数の増加が確認された。

今後は、個体数の低減に必要な捕獲目標数の設定の見直しや更なる捕獲強化の対策を検討していく必要がある。

(2) 担い手の育成

経験が浅い狩猟者を対象に、野生鳥獣肉の衛生的な取扱いや解体技術等の向上を目的としたシカ解体等スキルアップ研修会や、狩猟免許を取得したことがない一般県民を対象に新たな捕獲の担い手を確保することを目的とした捕獲の担い手研修会を実施した。

これにより、狩猟免許所持者数及び狩猟者登録者数は増加傾向にあるが、引き続き、担い手の確保・育成等をより一層推進する。

(3) 農林業被害の軽減と自然植生被害の抑制

農作物被害については、令和４年度以降、積極的な捕獲活動や侵入防止柵整備等の被害防止対策を推進しているが、個体数の増加や生息域の拡大等により、被害額は高止まりしている状況であり、引き続き、被害防止対策を強化していく必要がある。

林業被害については増加傾向にあるため、引き続き侵入防止柵の設置や忌避剤の散布等の継続、更なる対策を検討していく必要がある。

自然植生被害については、北上山地においてシカによる自然植生への影響が確認されており、特に早池峰山周辺では下層植生の衰退や希少植物への食害が確認され、一部では植生の衰退に伴う土壌流出もみられるほど、生態系への影響が深刻化している。このため県では、東北森林管理局との連携によるモニタリング調査を実施し、早池峰山周辺地域において設置した防鹿柵設置箇所については、植生の回復が確認されるなど、食害防止等に一定の効果が認められている。

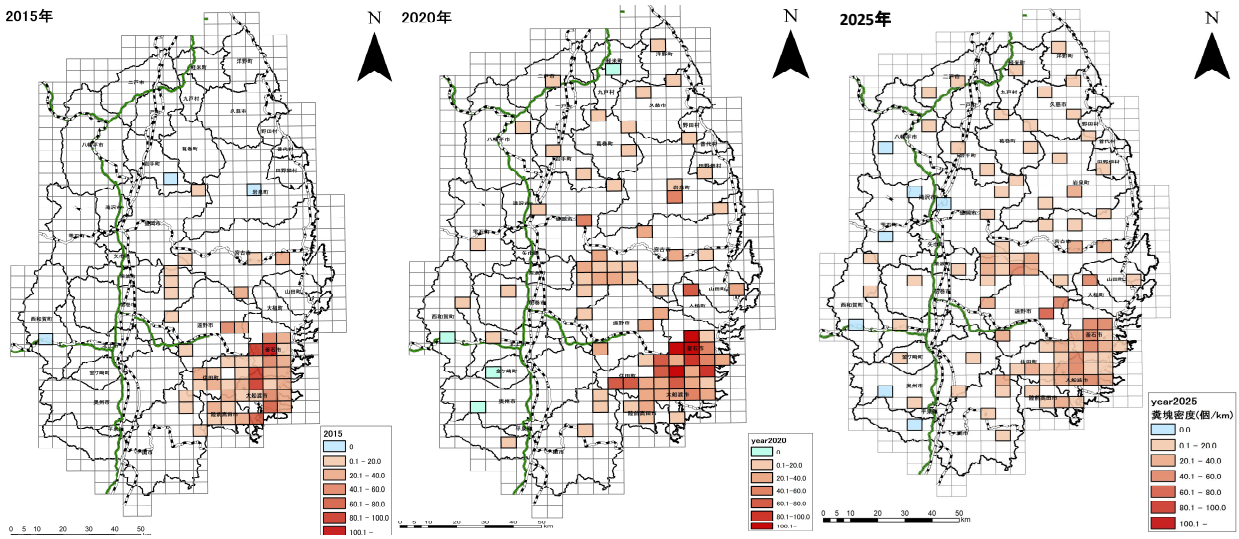
一方で、一部地域ではシカの侵入や高山植物への食害が継続して確認されているほか、高標高域での出没も確認されており、自然植生被害の拡大が懸念されることから、引き続きモニタリング調査、防鹿柵の適切な維持管理及び周辺地域での捕獲対策を推進する必要がある。

(4) 生息状況の把握

従来は、主に五葉山周辺地域で実施していた糞塊法による生息状況調査は、シカの生息密度を推定する上で効果的かつ広域的なモニタリングに適した方法であることから、第４次計画（H25）からは調査地点数を県内 50 地点程度、令和２年度では、計 81 地点、令和７年度には、県内 92 地点で調査し、より広域での生息分布の把握に努めた。【図７】

また、この調査で得られたデータは、推定個体数の算出に利用している。

なお、広域的な生息状況のモニタリングや精度の高い推定個体数の算出を行うためには、地域的な偏りなく調査地を設定し、データ収集する必要があることから、県内の調査地点数を 100 地点以上確保する必要がある。



【図７】糞塊調査位置図

７　管理の目標

（1）基本目標

長期的には、地域個体群を健全に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図り、人とシカとの共生を目的とするが、シカの個体数の増加や生息域の拡大による、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、短期的な目標として、本計画期間の目標を次のとおりとする。

①　令和７年度秋時点のシカの推定個体数 12.7 万頭（75%値）を低減させるため、当面、年間３万頭以上の捕獲※

②　捕獲の担い手の育成等を継続

③　農林業被害の軽減と自然植生への影響の抑制

④　モニタリング調査を継続し、かつ、最新のデータを用いた個体数の推定及びそれを基にした将来予測の実施

※本県におけるニホンジカの生息状況は依然として予断を許さない状況にあり、推計結果等から、現在の捕獲水準を継続した場合でも短期間での大幅な個体数低減は困難であると考えられる。今後は、糞塊密度調査等によるモニタリング結果を踏まえながら、重点捕獲地域における捕獲の強化及び捕獲体制の充実を図り、関係機関との連携のもと、着実な個体数管理を推進していく必要がある。

（2）目標を達成するための施策の基本的な考え方

シカの生息域がほぼ全県に拡大していることから、狩猟期間の延長等狩猟による捕獲を推進するとともに、有害捕獲と指定管理鳥獣捕獲により、県内全域で捕獲に取り組みつつ、高密度地域においては個体数管理のための捕獲を重点的に推進し、生息密度の管理を図る。

また、シカ解体等スキルアップ研修会や、狩猟免許を取得したことがない一般県民を対象にした捕獲の担い手研修会開催による捕獲の担い手の確保・育成等を継続し、更なる捕獲圧の強化を図る。

また、並行してモニタリング調査を行い、その結果から目標の達成状況を評価し、計画的な個体数管理に努める。

なお、効果的に個体数を減少させるため、引き続きメスジカの捕獲を推進する。

さらに、個体数管理だけでは農林業被害を軽減することが困難であることから「個体数管理」に加え、「侵入防止対策」及び「生息環境管理」の各種対策を引き続き総合的に実施するとともに、効果的かつ継続的に対策を実施するためには地域主体の取組が欠かせないことから「地域ぐるみの被害防止対策」を推進する。

8　管理の実施

(1) 地域区分

本県におけるシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっていることから、各地域の実態に応じた管理を進めるため、分布状況等から一定程度の移動障害となっていると考えられる大規模な河川をもって大きく３つに区分する。【表３、図８】

【表３】地域区分

区分	区域
①北上山地南部地域	北上川及び閉伊川に囲まれた区域
②北上山地北部地域	北上川、馬淵川(平糠川)及び閉伊川に囲まれた区域
③奥羽山脈地域	北上川及び馬淵川(平糠川)以西の区域



【図８】地域区分図

(2) 各地域区分の対策目標等

生息状況等に応じて、対策の目標等が異なることから、各地域区分に目標等を設定する。【表４】

なお、各地域区分内にも様々な生息状況が混在している場合があるので、画一的な運用とならないよう、各地域の生息状況や被害状況に応じた対策を講じる。

【表４】地域区分別の対策目標及び重点対策

地域区分	生息状況等		目標	重点対策
北上山地南部	高密度段階	・個体数の多い状態が継続 ・被害が恒常的に発生	・早急な個体数低減 ・被害の軽減	・捕獲の強化 ・防護柵等による農地保護
北上山地北部	定着段階	・定着が進み、徐々に個体数が増加し、急増地域も発生 ・被害も増加	・定着個体の低減 ・被害の拡大防止	・捕獲の強化 ・被害への早期対応 ・防護柵等による農地保護
奥羽山脈	侵入段階	・目撃情報が続き、被害が発生し始めている地域	・定着防止 ・被害の発生防止	・捕獲の強化 ・早期発見と早期対応

(3) 個体数管理

指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

ア　目的

シカの個体数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域の拡大を踏まえ、捕獲の強化による農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施する。

イ　実施期間

令和９年４月１日～令和 14 年３月 31 日

ウ　実施区域

県内全域

エ　事業の目標

シカの個体数の抑制及び農林業被害の低減を図るため、狩猟及び有害捕獲の実施状況及び過去の指定管理事業による捕獲実績等を踏まえ、年度ごとに設定する。

オ　実施方法

認定事業者等に委託

カ　実施結果の把握並びに評価

年度ごとに、捕獲実績に基づき分析及び評価を行い、農林業被害及び生息状況等の情報と併せてシカ管理検討協議会に報告する。

キ　実施者

岩手県

(4) 密度管理

ア　目的

個体数低減を目的とした県内全域での捕獲に加え、シカが高密度で生息していると思われる地域においては、捕獲をさらに強化し、生息密度の低減を図る。

イ　重点捕獲地域の設定

糞塊調査等により地域ごとの生息密度を把握し、生息密度の高い地域を重点捕獲地域に設定のうえ、重点的な捕獲を実施する。

ウ　実施方法

個体数管理と同様に、認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し、指定管理事業により実施する。

エ　実施結果の把握並びに評価

糞塊調査を継続して実施し、重点捕獲地域における生息密度指標の推移を検証する。

加えて、重点捕獲地域のうち、防護柵の設置及び管理も行っている集落を対象にアンケート調査を実施し、捕獲の強化と被害防止対策を併せて行った地域の農業被害額の変化を把握することで、効果を検証する。

これらの検証結果はイノシシ管理検討協議会に報告し評価するとともに、翌年度の対策の検討に役立てることとする。

(5) 被害防止対策

ア　農林業被害対策

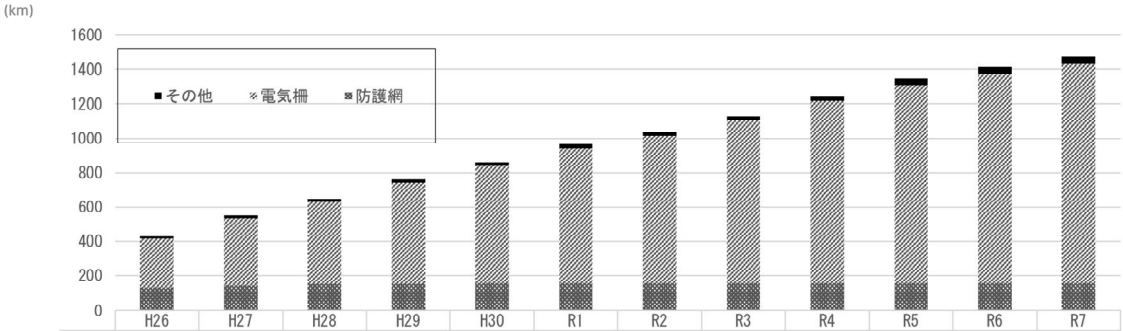
（ア）　防護柵の設置の促進

県内における鳥獣被害防止総合対策交付金等による、令和７年度までの防護柵等設置状況は累計で約 1,477km となっており、農業被害の低減に一定の効果が現

れている。

農林業被害のさらなる低減を図るためには、個体数管理だけでは困難なことから、防護柵の設置を組み合わせた被害防止対策を引き続き促進する。【図９】

なお、設置された防護柵の侵入防止効果を持続的に発揮させるため、適切な維持管理に努めるとともに、防護柵の設置に関する各種研修会や侵入防止効果を上げる改良等について、関係機関等と連携し実施する。



	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
その他	10.8	15	16.2	18.6	18.8	24.2	24.2	25.5	30.8	36.9	41.6	45
電気柵	285	390.9	480.8	589.9	687.7	788	861	950	1063	1158	1218	1277
防護網	130	143.3	150	151.7	154.6	154.6	154.6	154.6	154.6	154.6	154.6	154.6

※　他の獣種の防除を兼ねるものがあることに注意。

R7 までの累計：約 1,477km（防護網：154.6km、電気柵：1,277km、その他：45km）

【図９】防護柵の設置状況

（イ）　有害鳥獣捕獲の推進

被害発生状況（場所、程度、時期等）を把握し、効果的かつ効率的な有害捕獲を推進する。特に農業被害の軽減及び被害発生地の拡大防止のため以下の取組を優先的に実施する。

①　農地周辺のシカの定着解消

農地周辺に定着したシカにより継続した農業被害が発生している地域においては、農業被害の軽減に向けて、定着解消のため農地周辺での有害捕獲を優先的に実施する。

なお、銃器の使用が困難な農地周辺等においては、わなを使用した捕獲を促進する。

②　草地のシカの定着解消

大型囲いわなや遠隔操作方式による囲い罠等の新しい捕獲技術の普及啓発等を行い、草地での効果的な捕獲について関係機関等が連携し対策を推進する。

③　地域ぐるみの捕獲体制の整備

農地周辺においてわなを使用した捕獲には、こまめな見回り等が必要であり、狩猟者や農家等地域住民が一体となった捕獲活動が欠かせないことから、地域ぐるみの捕獲体制の整備を促進する。

また、従事者の中に狩猟免許を受けていない者を補助者として含むことができる制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲を促進する。

④　予察捕獲の推進

被害が発生していない地域であっても、生息状況を踏まえ、予察捕獲（被害を未然に防止するために実施する有害捕獲）により、有害捕獲を推進する。

（ウ） 森林における被害防止体制の整備

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）で定める市町村森林整備計画において、鳥獣被害が発生している区域等鳥獣害を防止するための措置を講ずべき森林の区域を「鳥獣害防止森林区域」として設定し、区域内における具体的な鳥獣害防止の対応策を強化して森林整備と一体となった鳥獣害防止の取組を促進する。

（エ） 地域ぐるみの被害防止体制の整備

効果的かつ継続的に被害防止対策を行うためには、地域住民からの生息情報や被害情報の収集、面的な防護柵の設置、防護柵後の継続的な維持管理等、地域が一体となった取組が重要であることから、これらの取組を実施するための研修会等を開催する等、地域ぐるみの被害防止対策を推進する。

イ 自然植生被害対策

北上山地では、シカの採食による自然植生への影響が広域的に確認されており、特に早池峰山周辺では下層植生の衰退や高山植物への食害が発生するなど、生態系への影響が深刻化している。このため、早池峰山周辺を自然植生被害対策の重点地域として位置づけ、個体数が増加している周辺部において、引き続き関係機関等が連携して捕獲圧を高め、個体数低減に努めるとともに、モニタリング調査や被害情報の収集を継続し、高標高域への侵入状況を注視する。

また、被害を防止するため、東北森林管理局と連携し、河原の坊、小田越、薬師岳及び門馬握沢登山道沿い等に合計約1.5kmの防鹿柵を設置するとともに、センサーカメラを用いたシカの動向調査等を継続する。

(6) モニタリング調査

管理計画の不確実性を補い、科学的かつ計画的な管理施策を推進するため、生息状況や被害状況、個体数等について、モニタリング調査を継続的に実施する。【表５】

モニタリング調査の結果をもとに管理対策の評価を行うとともに、管理計画に反映（フィードバック）させる。

また、生息域の拡大に対応するため、モニタリング調査は県内全域で実施するとともに、新たな技術を活用した調査手法の導入についても検討する。

【表５】モニタリングの内容

項　目	内　容
① 捕獲情報の収集	狩猟及び有害捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲の捕獲報告票から捕獲数、捕獲場所、目撃効率、捕獲効率を把握することにより、個体数の増減、分布状況の指標とする。
② 目撃情報の収集	目撃情報を収集することにより、分布状況の指標とする
③ 生息密度の把握	糞塊法により生息密度の変化を把握、個体数の増減の指標とする。
④ 植生の被食状況の把握	植生（ササ）の被食状況を把握し、分布状況や自然植生への影響の指標とする。
⑤ 被害状況等の把握	農林業被害状況及び被害防除対策の実施状況等を把握
⑥ 重点捕獲地域における防護柵設置状況等把握	重点捕獲地域のうち、防護柵の設置及び管理を実施している集落を対象にアンケート調査を実施し、捕獲強化と被害防止対策を併せて行った地域の農業被害額の変化を把握することで、効果を検証する。

(7) 生息環境管理

ア シカを寄せ付けない環境づくり

鳥獣が生息する山林と農地との間に鳥獣が身を隠すことのできない見通しの良い緩衝帯を設置する等、人と鳥獣の棲み分けを進めることが重要であることから、シカが身を隠す場所等となる耕作放棄地や農地に隣接したやぶの刈払いを促進する。

また、農地に放置された収穫残渣や放棄果樹等の適切な処分についても指導を行う。

イ 個体数増加要因の解消

森林伐採後に適切に管理されなかった山林、管理が不十分で雑草等が繁茂した農地や法面、防護柵が設置されていない採草放牧地、利用されなくなった採草地等は、シカの餌の供給源となっていることから、個体数の急激な増加の要因となり、このような地域において個体密度が高まっていると考えられる。

効果的に個体数を低減させるため、これら草地化した場所が個体数増加の要因とならないよう、適切な刈払い、採草放牧地の侵入防止対策を推進する。

(8) 精度の高い個体数推定手法の検討

第４次～第６次計画においては、ハーベストベースドモデルを用いた個体数推定を実施してきたが、「第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・令和８年度）」によると、推定値は、幅のある値で示されるものであり、新たに追加された年のデータを用いて改めて推定をすると、過去の推定値が変わる等、バラつきや変動があることから、定期的に推定値を見直し、生息数の動向を把握していくよう努める。

９ その他管理のために必要な事項

管理計画の目的を達成するため、県、市町村、集落・地域住民、狩猟者団体、大学・民間団体等が分担して役割を担い、相互に連携することが重要である。

(1) 各機関・団体等の果たす役割

ア 県

県は、国からの指導又は助言等を踏まえ、鳥獣保護管理事業計画、管理計画の作成及び見直しを行うとともに、各種管理施策を実施する。

また、捕獲数の取りまとめや各種モニタリング調査の実施により個体数管理に努めるとともに、シカの生態や被害防除方法等について情報収集し、市町村や農林業関係団体等に提供する。

イ 市町村

市町村は、鳥獣被害防止特措法に基づく鳥獣被害防止計画を作成し、地域の状況に応じた有害捕獲、防護柵設置等の被害防除対策及び生息環境管理について関係団体と連携の上、総合的に実施する。

なお、効果的かつ効率的な被害防止対策のため、被害発生地及び被害状況等の把握に努める。

また、地域が一体となった被害防止対策を促進するため、地域住民や県と連携し、体制づくりに取り組む。

ウ 集落・地域住民

防護柵の設置・管理、やぶの刈り払い、誘引物の除去（廃棄農作物の管理、放棄果樹の管理）は集落・地域住民が主体となって実施する。

また、地域ぐるみで組織的、面的に対策を実施することが重要であることから、行

政と連携し効率的な体制で実施する。

エ　捕獲従事者

個体数管理に重要な役割を担う捕獲従事者は、特定計画に沿った狩猟捕獲の推進に努めるとともに、効果的な有害捕獲の実施について市町村等を支援する。

また、県が行う捕獲並びに生息状況及び捕獲個体調査等のモニタリングに協力する。

オ　シカ管理検討協議会

学識経験者、行政機関及び関係団体等で構成するシカ管理検討協議会は、特定計画の作成及び見直し並びに各種管理施策について、必要な検討及び助言を行う。

また、県が行うモニタリング結果の評価、分析及び助言を行う。

カ　大学・民間団体等

大学や民間団体等は、シカ被害防止や新技術による捕獲の実証等、県が行う捕獲・生息状況の分析等に対し助言を行う。

(2) 普及啓発

特定計画を適切に推進するためには、本計画の内容について広く県民に周知を図る必要がある。特に、シカの分布が拡大している地域において農林業被害の発生を予防するためには、シカの生態や効果的な防除方法、耕作放棄地等の生息環境管理についての普及啓発が重要である。

このため、県、市町村及び関係団体等が連携し、研修会の開催や被害防除対策の成功事例について、各種広報媒体等を作成・活用し、普及啓発に努める。

(3) 他県との連携

本県と隣接する宮城県、秋田県及び青森県においても、シカの生息域が拡大していることから、情報交換を行い、捕獲手法の検討や個体数管理に努める。

(4) 被害防止計画との調整

鳥獣被害防止特措法に基づいて市町村において作成される被害防止計画の内容については、特定計画の内容を踏まえて作成する。

なお、県は、広域的な生息密度や個体数を把握し、密度分布や捕獲状況を俯瞰できる情報を取りまとめて提供することで、市町村における被害防止計画の策定を支援し、市町村においては、その情報を踏まえた捕獲目標数の設定や事業の評価に努める。

(5) 錯誤捕獲の防止等

本県全域がツキノワグマの生息区域であることを踏まえ、捕獲従事者は、わなの見回りに努める。設置したわなの周辺でクマの生息が確認された場合には、わなを移動する等、わなの設置に係る基本事項を遵守し、錯誤捕獲の発生予防に努める。

(6) 捕獲の担い手の確保・育成及び捕獲の効率化

ア　捕獲の担い手の確保・育成

狩猟者の減少や高齢化は、野生鳥獣の管理の円滑な実施に支障をきたすおそれがあることから、狩猟者の確保に向けて狩猟に対する県民の関心の喚起や狩猟免許を取得しやすい環境整備等の取組を推進する等、関係機関等と連携を図りながら、狩猟者の確保・育成を推進するとともに、狩猟免許試験に係る予備講習会の拡充などを通して狩猟免許取得者の確保に努める。

また、経験が浅い狩猟者の捕獲技術の向上のため、熟練狩猟者による捕獲技術等の伝達、継承を内容とする技術研修会等の開催や、鳥獣保護管理に関する人材登録事業（鳥獣プロデータバンク）に登録されている有識者から、捕獲技術等を学ぶ狩猟者育成プログラム事業の活用等も検討し、狩猟者の確保・育成を推進する。

イ　狩猟者の負担軽減と捕獲の効率化

狩猟者の減少や高齢化が進んでいることから、ＩＣＴの活用、シャープシューティング、その他の方法についても検討を進め、効率的かつ省力的な捕獲により狩猟者の負担軽減を図る。

また、今後さらに捕獲頭数の増加が想定されることから、市町村や猟友会等関係機関と連携し、捕獲個体の処分先の確保や効率的な処理方法等についても検討していくこととする。

(7) 狩猟による捕獲の推進

ア　狩猟期間の延長

狩猟によるシカの捕獲を推進するため、シカに係る狩猟期間を延長し、以下のとおりとする。

（延長前）11 月 15 日から翌年２月 15 日まで

（延長後）11 月１日から翌年３月 31 日まで

イ　シカ肉の放射性物質検査の実施

平成 23 年３月の東日本大震災津波における福島原発事故の影響により、本県で捕獲されたシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出され、国から平成 24 年 7 月に本県全域を対象とした出荷制限指示が出されている。これ以降、出荷制限の解除のためのモニタリング検査を行っているが、直近では、令和６年度時点で、県内の一部地域のシカ肉から基準値を超える放射性物質が検出されている。このため、シカ肉の放射性物質検査を引き続き行い、狩猟者等に対し各地域での検出状況について情報提供を行う。

なお、大槌町、遠野市及び岩泉町の食肉処理加工施設が受け入れるシカ肉について全頭検査を条件に出荷制限を一部解除していることから、引き続き県が定める「出荷・検査方針」に基づき放射性物質検査を実施しながら、捕獲したシカの有効活用について検討していく。

(8) 感染症及び安全対策の実施

シカの捕獲はイノシシの捕獲と同時に行う場合があるため、シカの捕獲であっても、野生イノシシへの接触、ウイルスに汚染された血液、泥の付着等による豚熱（ＣＳＦ）ウイルスの拡散リスクを認識し、防疫措置については、「ＣＳＦ・ＡＳＦ 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を参考の上、必要な防疫措置が取れる体制を整備する。

また、各捕獲事業の実施主体は、従事者に対してシカが関係する人獣共通感染症（ＳＦＴＳ：重症熱性血小板減少症候群、Ｑ熱、Ｅ型肝炎等）について注意喚起を行う。